

## 防耐火構造部材および防火材料の性能評価申請要領

一般財団法人 日本建築総合試験所  
試験研究センター 耐火部 評価業務室

## 1. 申請の対象

### 1. 申請の対象等

本申請は、一般財団法人 日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が行う建築基準法第 68 条の 25 第 1 項の規定に基づく認定に係る性能評価のうち、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号）第 59 条第一号、第二号および第三号に基づく認定に係わる性能評価に適用します。

#### ①建築基準法の法令区分

性能評価の対象区分を別表に示します。

#### ②審査委員会

防耐火構造部材性能評価委員会（省令第 1 号関係）

防火材料性能評価委員会（省令第 2 号および第 3 号関係）

### 2. 申請の分類

本申請は、防耐火構造部材、防火材料等の種類ごとに 1 つの申請が必要です。また 1 つの申請ごとに試験が必要です。1 つの申請で申請可能なバリエーションおよびバリエーションに伴う大臣認定申請の分割数等につきましては、次項の問合せでご確認下さい。また、本法人が、過去の認定のための審査にあたって実施した試験結果を用いることにより、「新たな試験を必要としない性能評価」をご希望の場合は、手続きおよび業務の流れが本要領と異なりますので、次項の問合せでご確認下さい。

## 2. 申請から大臣認定までの流れ

<p>①問合せ</p>	<p>○事前打合せ、技術的内容の問合せ、申請受付、手続き等に関する問合せ 評価部門：試験研究センター 耐火部 評価業務室 TEL：072（768）8201 / FAX：072（768）8215</p> <p>○具体的な試験の内容等に関する問合せ 試験部門：試験研究センター 耐火部 耐火構造試験室、防耐火構造・材料試験室 TEL：072（760）5053 / FAX：072（760）5063</p>
<p>②事前打合せ</p> <p>（防耐火構造の場合： 試験希望日の 約 3 ヶ月以上前）</p> <p>（防火材料の場合： 試験希望日の 約 2 ヶ月以上前）</p>	<p>事務局と以下の内容について事前に打合せを行って下さい。</p> <p>①評価申請内容の確定 申請仕様（材料構成、構造説明図、施工図等）を確認します。</p> <p>②試験体仕様の選定 申請仕様と試験体仕様の関係について確認し、申請仕様のうち、最も防耐火性能上不利な仕様を試験体として選定します。</p> <p>③試験体の製作および管理等 試験体に使用する材料の入手方法、試験体の製作および管理方法について確認します。また、試験体の製作および管理（分析費を含む）に要する見積りをいたします。 試験体の製作は、試験体製作管理要員の管理の下で行います。</p> <p>④試験日程 試験実施日および試験体製作日を調整、決定します。</p>

	<p>⑤試験体の搬出・処分 試験終了後の試験体の搬出・処分については、申請者の責任において行っていただきますが、本法人に委託される場合は、見積りをいたします。</p> <p>・提出図書の内容 本要領並びに性能評価用提出図書（別添）作成要領をご参照下さい。</p> <p>・申請における留意事項 申請に際しては以下の規程類をよくお読み下さい。</p> <p>①本要領 ②性能評価業務約款 ③防耐火性能試験・評価業務方法書 ④防火区画等を貫通する管の性能試験・評価業務方法書</p>
<p>③申請図書の提出 ・受付・契約</p> <p>(試験日の 約1.5ヶ月前)</p>	<p>・提出先 試験研究センター 耐火部 評価業務室</p> <p>・提出図書</p> <p>①性能評価申請書……………1部 試験を要しない性能評価の場合は「新たな試験を要しない性能評価申請書」をお使い下さい。</p> <p>②性能評価用提出図書（別添）……………1部 ③試験依頼書（試験体制作および制作管理用）……………1部 ④試験体制作に係る施工要領書、材料の管理記録等……………1部 ⑤試験体図……………1部</p> <p>なお、②、④、⑤に関しては、電子データ（②Wordファイル、④および⑤pdfファイル）にて、ご提出下さい。</p> <p>1. 受付 提出図書の内容について確認を行い、不備がないときは申請を受け付けます。不備がある場合は指定する日までに修正をしていただき、再提出をお願いいたします。</p> <p>2. 申請受理 受付後、受諾書および請求書を発行いたします。受諾書には手数料額、業務期日が記載されていますのでご確認下さい。また、請求書に記載された支払期日までに指定の銀行口座に手数料をお振り込み下さい。手数料につきましては、性能評価手数料一覧をご参照下さい。 試験体制作および管理（分析を含む）等に要する費用につきましても、別途請求書を発行いたしますので支払期日までに振り込み下さい。</p> <p>3. 契約事項の変更手続き 性能評価申請書に記載された事項に変更が生じた場合（例：申請者の変更（代表者名、住所等））には、所定の「申請者等変更願」にて手続きをお願いします。</p> <p>4. 性能評価取り下げ手続き 性能評価申請を取り下げる場合には、その旨を記載した「申請</p>

	<p>等取り下げ届」をご提出下さい。</p>
<p>④試験体の製作 ・確認</p>	<p><b>1. 試験体の製作</b></p> <p>試験体の製作は、本法人が指定した場所および試験体製作会社において、申請者および当法人の試験体製作管理要員の立会の下試験体の製作を行います。</p> <p>製作時は試験体製作に係る施工要領書、材料の管理記録等に基づき製作管理を行い、試験体製作が完了し、試験に供する試験体として不具合がないことを申請者に確認いただきます。</p> <p><b>2. 試験体の確認</b></p> <p>試験体を構成する材料については、申請仕様と試験体との整合性の確認のため、原則、当法人が市場から調達したものを使用します。市場からの調達が困難な材料は、申請者と協議のうえ、製造過程の立会い、管理記録などの証明書類により確認します。また、申請者が手配する構成材料のうち、必要に応じ、分析等を行う場合があります。</p> <p>試験体製作後の性能評価用申請図書（別添）の変更は、原則、認められませんのでご注意ください。なお、試験体の確認結果に基づき申請仕様の訂正等が必要な場合に限り、性能評価用申請図書（別添）の修正を可能としますので、修正版をご提出下さい。</p>
<p>⑤試験の実施</p>	<p><b>1. 試験実施前の確認</b></p> <p>法人に搬入された試験体について、試験に供する試験体として不具合が無いことの確認をいただきます。</p> <p><b>2. 試験の実施</b></p> <p>試験は、「防耐火性能試験・評価業務方法書」又は「防火区画等を貫通する管の性能試験・評価業務方法書」に基づき、試験室が行います。また、省令第2号（不燃、準不燃、難燃材料）以外については、原則、試験の合否確認のため申請者の方に立ち会っていただきますが、試験に立ち会うことができない場合は、試験体の最終確認および試験の合否確認について一任いただいたものとさせていただきます。</p> <p><b>3. 試験の結果</b></p> <p>試験の結果が合格であった場合は、⑥委員会開催の手続きに進みます。</p> <p>試験の結果が不合格であった場合は、前記③ 4. 性能評価取り下げ手続きを行って下さい。また、試験が不合格になった場合であっても試験および試験体製作、管理（分析含む）に要した費用、性能評価に係る打合せ費用のお支払いをお願いいたします。</p> <p>試験が不合格になったことにより、試験および試験体製作、管理（分析含む）に要する費用に変更が生じた場合は、別途請求書を発行いたしますので、支払期日までにお振り込み下さい。</p>

<p>⑥委員会開催</p>	<p><b>1. 委員会での審査</b>  審査は、申請区分により「防耐火構造部材性能評価委員会」又は「防火材料性能評価委員会」で行い、それぞれ月1回開催いたします。委員会日程はホームページをご覧ください。</p> <p><b>2. 審査結果の連絡</b>  審査結果は、申請者へ文書にて連絡します。また、委員会での指摘および検討事項も併せて連絡いたしますので、速やかにご回答をお願いします。ご回答が遅れますと、性能評価書の発行も遅くなりますのでご注意ください。</p>
<p>⑦性能評価書の発行</p>	<p><b>1. 性能評価提出図書（最終版）の整備</b>  委員会での指摘事項および検討事項の回答書およびそれらを反映させた性能評価用提出図書（最終版）を1部提出して下さい。</p> <p><b>2. 性能評価書の発行</b>  上述の内容を確認した上で、以下の性能評価書を発行します。</p> <p>①性能評価書の正本（朱印押印：大臣申請用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性能評価に関する性能評価用提出図書（別添）</li> <li>・試験成績書</li> </ul> <p>②上記の写し（申請者保管用）</p> <p>なお、性能評価手数料内で発行する性能評価書は1部のみとなりますので、バリエーションに伴う大臣認定申請の分割を生じる場合は追加発行が必要となります。</p> <p>また、性能評価手数料など未入金の場合は、発行ができませんのでご注意ください。</p>
<p>⑧大臣認定申請</p>	<p>性能評価書が発行されましたら、国土交通大臣に構造方法等の認定申請を行って下さい。申請に際しては、委員会終了後にお送りします「国土交通大臣への認定申請手続きについて」をご参照下さい。なお、本法人では大臣認定代理申請を行っています。詳しくは事務局にお問い合わせ下さい。</p>

◇対象となる性能評価区分

[別表]

性能評価		評価対象	備考	委員会
機関省令第59条の認定に係る区分	該当条文			
第1号	法第2条第7号	非耐力壁	30分間加熱による耐火性能評価 1時間加熱による耐火性能評価	耐火構造部材性能評価委員会
		耐力壁	1時間加熱による耐火性能評価 2時間加熱による耐火性能評価	
		柱	1時間加熱による耐火性能評価 2時間加熱による耐火性能評価 3時間加熱による耐火性能評価	
		床又ははり	1時間加熱による耐火性能評価 2時間加熱による耐火性能評価	
		はり	3時間加熱による耐火性能評価	
		屋根又は階段	30分間加熱による耐火性能評価	
	法第2条第7号の2	非耐力壁	30分間加熱による準耐火等性能評価 45分間加熱による準耐火等性能評価	
		耐力壁	30分間加熱による準耐火等性能評価 45分間加熱による準耐火等性能評価	
		柱	45分間加熱による準耐火等性能評価	
		床又ははり	45分間加熱による準耐火等性能評価	
		屋根	30分間加熱による準耐火等性能評価	
		軒裏	30分間加熱による準耐火等性能評価 45分間加熱による準耐火等性能評価	
		階段	30分間加熱による準耐火等性能評価	
	法第2条第8号	外壁(非耐力)	30分間加熱による防火性能評価	
		外壁(耐力)		
		軒裏		
	法第2条第9号の2口	防火設備	20分間加熱による遮炎性能評価	
	法第21条第1項	非耐力壁	通常火災終了時間加熱による準耐火等性能評価 30分間加熱による準耐火等性能評価	
		耐力壁	通常火災終了時間加熱による準耐火等性能評価	
		柱	通常火災終了時間加熱による準耐火等性能評価	
		床又ははり	通常火災終了時間加熱による準耐火等性能評価	
		屋根	30分間加熱による準耐火等性能評価	
		軒裏	通常火災終了時間加熱による準耐火等性能評価 30分間加熱による準耐火等性能評価	
	法第23条	外壁(非耐力)	20分間加熱による準防火性能評価	
		外壁(耐力)		
	法第27条第1項	非耐力壁	特定避難時間加熱による準耐火等性能評価 30分間加熱による準耐火等性能評価	
		耐力壁	特定避難時間加熱による準耐火等性能評価	
		柱	特定避難時間加熱による準耐火等性能評価	
		床又ははり	特定避難時間加熱による準耐火等性能評価	
		屋根	30分間加熱による準耐火等性能評価	
		軒裏	特定避難時間加熱による準耐火等性能評価 30分間加熱による準耐火等性能評価	
	法第27条第1項	階段	30分間加熱による準耐火等性能評価	
	法第27条第1項	防火設備	20分間加熱による遮炎性能評価	

第1号	法第61条	防火設備	20分間以下加熱による遮炎・準遮炎性能評価 20分間超30分間以下加熱による遮炎性能評価 30分間超40分間以下加熱による遮炎性能評価 40分間超50分間以下加熱による遮炎性能評価 50分間超60分間以下加熱による遮炎性能評価 60分間超75分間以下加熱による遮炎性能評価 75分間超90分間以下加熱による遮炎性能評価 90分間超105分間以下加熱による遮炎性能評価 105分間超120分間以下加熱による遮炎性能評価	防耐火構造部材性能評価委員会
	令第70条	柱	30分間加熱による防火性能評価	
	令第109条の3第1号	屋根	20分間加熱による遮炎性能評価	
	令第109条の3第2号ハ	床・天井	30分間加熱による防火性能評価	
	令第112条第1項	特定防火設備	1時間加熱による遮炎性能評価	
	令第112条第2項	非耐力壁	1時間加熱による準耐火等性能評価	
		耐力壁		
		柱		
		床又ははり 軒裏		
	令第112条第3項第1号	強化天井	1時間加熱による準耐火等性能評価	
	令第112条第11項	防火設備	10分間加熱による遮炎性能評価	
	令第114条第5項	防火設備	45分間加熱による遮炎性能評価	
	令第115条の2第1項第4号	床	30分間加熱による防火性能評価	
	令第137条の10第4号	防火設備	20分間加熱による準遮炎性能評価	
令第129条の2の4第1項第7号ハ	区画貫通部	20分間加熱による遮炎性能評価		
		45分間加熱による遮炎性能評価 1時間加熱による遮炎性能評価		
第2号	法第2条第9号	不燃材料	20分間加熱による性能評価	防火材料性能評価委員会
	令第1条第5号	準不燃材料	10分間加熱による性能評価	
	令第1条第6号	難燃材料	5分間加熱による性能評価	
第3号	法第22条第1項	屋根	屋根の飛び火に関する性能評価	
	法第62条			